

旭川北漁業協同組合 内共第10号 第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第10号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ひらめ、うなぎ、はえ、にじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムで申し出なければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条の遊漁料を組合に納付（オンラインシステムでの納付を含む。）しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
さし網、投網	網の目合いは9ミリメートル以上とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あまご（ひらめ）	3月1日から8月31日まで
あゆ	7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こい、うなぎ、はえ、にじます	周年

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	15センチメートル
あまご (ひらめ)	15センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小学生のときは無料、中学校生徒又は70歳以上の高齢者、肢体不自由者のときは次に掲げる額の10分の7に相当する額とする。

等 級	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
特等	刺網	1日10,000、1年20,000円
1等	あゆ釣、投網、待網、視水器(鈎掛) 点火鉾突、つけ針(針数50本をこえるもの)	1日5,000、1年10,000円
2等	手釣及び竿釣(あゆ釣を除く) たも網、つけ針(針数50本以内)	1日2,500、1年5,000円

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。なお、オンラインシステムで納付を受けた場合は、そのオンラインシステムにより発行されるものを遊漁承認証とする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(附則)

この規則は知事の認可の日から施行する。

別記様式第1号

行使・遊漁・認定証

<p style="text-align: center;">No.</p> <p style="text-align: center;">漁業権行使認定証・遊漁認定証</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">下記の通り漁業権行使又は遊漁を認定する</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>漁業期間 年 月 末 日迄</p> <p>漁具漁法(等級) 等 (別記参照)</p> <p>漁業料 円</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>発行者 旭川北漁業協同組合</p> 	<p style="text-align: center;">別 記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">等級</th> <th style="text-align: center;">漁業権行使</th> <th style="text-align: center;">遊 漁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特級</td> <td style="text-align: center;">あゆ刺網</td> <td style="text-align: center;">刺 網</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1等</td> <td style="text-align: center;">点火鉗突、あゆ掛、 投網、待網、チョン掛、 5-ル3本まで、つけ針</td> <td style="text-align: center;">点火鉗突、 あゆ釣、投網、 待網</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2等</td> <td style="text-align: center;">竿釣(あゆを除く) すくいだも つけ針50本以内</td> <td style="text-align: center;">たも網 つけ針50本以内 竿釣(あゆを除く)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 漁業権行使者は組合員とし遊漁者は組合員に属さないものとする 2. 漁業するときは必ず本証を携帯のこと 3. 本証は他人に貸与してはならない 4. 漁業監視員から要求があったときは本証を呈示しなければならない 5. 本証は内共第10号第5種共同漁業権の区域外では遊漁できない 	等級	漁業権行使	遊 漁	特級	あゆ刺網	刺 網	1等	点火鉗突、あゆ掛、 投網、待網、チョン掛、 5-ル3本まで、つけ針	点火鉗突、 あゆ釣、投網、 待網	2等	竿釣(あゆを除く) すくいだも つけ針50本以内	たも網 つけ針50本以内 竿釣(あゆを除く)
等級	漁業権行使	遊 漁											
特級	あゆ刺網	刺 網											
1等	点火鉗突、あゆ掛、 投網、待網、チョン掛、 5-ル3本まで、つけ針	点火鉗突、 あゆ釣、投網、 待網											
2等	竿釣(あゆを除く) すくいだも つけ針50本以内	たも網 つけ針50本以内 竿釣(あゆを除く)											

別記様式第2号

漁場監視員証

<p>表</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">漁 場 監 視 員 証</p> <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>上記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">旭川北漁業協同組合 印</p>	<p>裏</p> <p>○注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁場監視中は本証を必ず携帯しなければならない。 2 遊漁者又は漁業行使者の釣具漁法を調べようとするときは、本証を提示して行わなければならない。
--	--